

中津川市公開型・統合型 GIS 構築
及び都市計画基本図修正業務
仕 様 書

令和 7 年 3 月 1 8 日

中津川市

第1章 総 則

第1条（業務の名称）

本特記仕様書（以下「本仕様書」という）の名称は、「中津川市公開型・統合型 GIS 構築及び都市計画基本図修正業務」（以下「本業務」という）とする。受託業者（以下「乙」という）は、「本業務」の遂行にあたっては、「本仕様書」を遵守しなければならない。

第2条（業務の目的）

本業務は、中津川市（以下「甲」という）が整備運用している地理情報に係る GIS データを、一元的に管理・活用できる「統合型 GIS」の構築、及び住民や事業者等がいつでもどこからでも、行政から提供される正確な情報を確認することができる「公開型 GIS」を構築することで、業務の効率化・高度化、及び市民サービスの向上を実現することを目的とする。

併せて統合に必要な、個別の既存システムの更新、新規システムの構築、それに伴う地図データ及び GIS データの修正・更新を行うものとする。

第3条（準拠する法令等）

本業務実施にあたっては、本仕様書に定めるほか、下記の関係法令及び諸規定（最新版）に基づき実施するものとする。

1. 地理空間情報活用推進基本法
2. 地理空間情報活用推進基本計画
3. 測量法及び同法施行規則
4. 基本測量図式規定
5. 都市計画法及び同法施行規則
6. 中津川市公共測量作業規程
7. 岐阜県共有空間データ基本仕様書
8. 地理情報標準（JPGIS）に準拠した DM データ作成マニュアル
9. 日本版メタデータプロファイル仕様書（JMP2.0 仕様書）
10. 個人情報の保護に関する法律
11. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
12. 本仕様書及び製品仕様書
13. その他、関係法令事項等

第4条（協議・打合せ）

本業務の実施期間中、「乙」は「甲」と緊密な連絡を保ち、業務を遂行しなければならない。打合せ事項について、「乙」はその都度「打合せ記録簿」を作成し、「甲」の承認を得た後、各々が1部を保管する。また業務遂行中に生じた疑問事項及び連絡事項等については、その都度確認し記録を残すものとする。

第5条（提出書類、検査等）

本業務の着手にあたり、「甲」と「乙」は、作業の方法・内容等について十分な打ち合わせを行うと共に、合理的かつ能率的に作業を遂行するために必要な各工程の基本方針を定め、以

下の書類を提出し「甲」の承認を受けるものとする。

1. 業務着手届
2. 業務実施計画書
3. 業務実施工程表
4. 管理技術者及び主任技術者届
5. その他「甲」の指示する書類

第6条（担当技術者）

本業務の実施において、「乙」は以下の要件を満たす者を担当技術者として配置するものとする。

1. 管理技術者となる者は、測量士及び地理空間情報専門技術者認定 GIS1 級以上の資格を有し、GIS のシステム構築に係る業務の実務経験を有していること。
2. 主任技術者となる者は、測量士補及び地理空間情報専門技術者認定 GIS2 級以上の資格を有し、GIS のシステム構築に係る業務の実務経験を有していること。

第7条（不適合責任）

1. 本システム本運用開始後 1 年の間に、正当な理由無く、本仕様書で要求した性能水準に達していないことが判明した場合および設計ミスによる不良及び不具合が判明した場合において、「甲」が改良を請求したときは、協議の上、無償で改良すること。なおこの場合、不具合の改良のために操作内容を変更しないこと。
2. 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、「甲」からの障害発生時の情報開示請求などの問い合わせや助言要求に対して、誠意をもって対応すること。
3. 「乙」の責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合、「乙」がその損害を賠償すること。

第8条（品質管理及び情報管理）

「乙」は、本業務遂行上知り得た各種事項の内容、秘密について第三者へ漏洩してはならず、成果物及び作業途中に作成した資料を「甲」の許可なく本業務以外に使用することを禁ずるものとする。個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じる。また、「乙」は適切かつ厳格な品質管理及び情報管理を行うため、以下に示す認証を取得していなければならない。

1. ISO9001（品質マネジメントシステム）
2. ISO27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
3. JISQ15001（個人情報保護マネジメントシステム）

第9条（土地の立ち入り、損害賠償）

「乙」は、本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任を負い、「甲」に発生原因、経過、被害等の内容を報告する。また損害賠償等の請求があった場合は、「乙」が一切を処理するものとする。

1. 測量、現地調査等の実施にあたり、国公私有地に立ち入る場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、請求があった場合は提示するものとする。
2. 第三者の土地に入って、損害を与えた場合は「甲」に事情説明を行い、「乙」の責任にお

いて、補償及び原形復旧するものとする。

3. 「乙」は、本業務の現地作業等においては「甲」の発行する身分証明書を常時作業員に携帯させ、関係人の要求があった場合はこれを提示しなければならない。

第10条（成果品の帰属）

本業務の成果品の著作権及び所有権は、システムの構築において使用する市販ソフトウェアの著作権（受注者保有のソフトウェアの著作権を含む。）を除き、全て「甲」に帰属するものとし、「甲」の許可なく第三者に公表、貸与等をしてはならない。

第11条（関係官公署との折衝等）

「乙」は本業務において関係者または関係官庁署との折衝、手続きが必要な場合、また、折衝、手続きの指示を受けた場合においては、速やかに「甲」に代わり折衝、手続きを行うものとする。

第12条（疑義）

本仕様書及び設計図書等に明示なき事項、また、本業務実施中に生じた疑義は、すべて「甲」に報告するとともに協議を行い、「甲」の指示に従うものとする。また、疑義の内容及び協議・指示内容については、すべて記録を残すものとする。

第13条（機械器具の検定）

「乙」は、あらかじめ測量に用いる器具及び、その他使用機器の点検・検査を行い、性能に支障のないように調整しておかなければならない。特に「甲」から指定された測量機器等については検定済のものを使用しなければならない。

第14条（貸与資料）

本業務に必要な下記資料を「甲」は「乙」に貸与するものとし、「乙」は貸与品の管理保管について、不測の事態が生じないよう適正に管理しなければならない。

1. 令和5年度作成デジタルオルソ画像データ
2. 令和5年撮影写真データファイル
3. 令和5年度撮影 GNSS/IMU 調整計算及び空中三角測量成果
4. 平成25年度作成数値地形図 DM データ レベル 2,500
5. 平成25年度作成中津川市広域図 DM データ レベル 10,000
6. 平成25年度作成中津川市全域図データ S=1/25,000
7. 岐阜県共有空間データ（中津川市）
8. TryMapping 水道施設管理システム GIS データ
9. TryMapping 下水道施設管理システム GIS データ
10. TryMapping 森林経営管理マップシステム GIS データ
11. TryMapping ハザードマップ Web 公開システム GIS データ
12. TryMapping 住宅耐震化率管理システム GIS データ
13. その他「甲」が業務に必要と認めた資料

第 15 条（業務概要）

1. 統合型 GIS 構築
2. 公開型 GIS 構築
3. 水道施設管理システム移行
4. 下水道施設管理システム移行
5. 森林経営管理システム移行
6. 総合防災災害支援システム構築
7. 空き家対策支援システム構築
8. 有害鳥獣対策支援システム構築
9. 中津川市建築管理室業務支援システム構築
10. 中津川市数値地形図更新

第 2 章 中津川市公開型・統合型 GIS 構築及び都市計画基本図修正 他

第 16 条（共通事項）

1. 計画準備・資料収集

本業務の目的をよく把握し、業務を円滑に進めるために、「甲」より必要な資料の収集と整理を行い、作業手法、工程計画及び作業体制等を記載した作業実施計画書を立案し、発注者の承認を受けるものとする。

2. 打合せ協議

打合せ協議は、本業務における担当課ごとに、業務着手時、中間時、成果品納入時に適宜行うものとし、「甲」が必要と認める場合は、随時打ち合わせの場を設けるものとする。

第 17 条（システム要件）

1. システム（サービス）方式

サービス方式に関しては、自庁設置型（統合型 GIS のみ）、LGWAN-ASP、ASP 等、「乙」の提案によるものとする。

2. サーバ

当市の運用規模、運用方法を考慮し性能等最適と考えられる機器を提案すること。

（統合型 GIS 自庁設置型の場合）

- ① サーバの設置場所は当市サーバ室内とし、詳細な設置場所は当市と協議の上決定するものとする。
- ② サーバ、周辺機器、それらの搬入、設置、設定費用についても、業務の範囲とすること。
- ③ サーバラックに取り付ける機器の高さは、6U以内とすること。
- ④ 機器の選定にあたっては「甲」の承認を得ること。
- ⑤ サーバ機器等は、迅速な修理、交換作業等が行えるメーカーであること。
- ⑥ 無停電電源装置を設置すること。また、電源管理ソフトも調達すること。
- ⑦ バックアップ用 NAS を調達すること。
- ⑧ スケジュール設定、変更が容易に行えるバックアップソフトを調達すること。
- ⑨ サーバ機器等の保守サポート期間は導入後 6 年間とする。ただし、「甲」が希望した場合は、メーカーのサポート期限内において継続して同等の保証を受けること

ができること。なお、保守受付時間は、土日、祝祭日及び年末年始（12/29～1/3）を除く、平日午前 9 時から午後 5 時 30 分とする。

- ⑩ 故障が発生したときは、速やかに故障部品と出張修理作業等は無償で行うこと。
- ⑪ 最低 6 年間のデータを保存できるディスク容量とすること。
- ⑫ ウイルス対策を行うこと。対策ソフトは市で用意するソフトウェア（Windows サーバの場合）がインストール可能である。
- ⑬ 既設の庁内 LAN に接続し、IP アドレスは当市指定のものを使用すること。
- ⑭ 遠隔リモート保守を行う場合は、覚書を取り交わすものとする。
- ⑮ 遠隔リモート保守は、専用回線サービス（IP-VPN）とする。
- ⑯ 遠隔リモート保守の構築費用については、業務の範囲とすること。
- ⑰ 遠隔リモート保守の接続に伴い発生する通信経費は、「乙」の負担とする。
- ⑱ 遠隔リモート保守に必要となる設備経費については、「甲」側、「乙」側において、各々に負担するものとするが、接続に伴い発生する通信費、専用回線サービス（IP-VPN）費は「乙」の負担とする。

第 18 条（統合型 GIS 構築）

1. 基本要件及び機能要件

- ① 統合型 GIS は、LGWAN-ASP サービスリストに登録されているシステムであること。
- ② 統合型 GIS と公開型 GIS 用のインターネット側サーバは分離した運用とするが、セキュアで円滑な連携を実現すること。
- ③ プログラミングを行うことなく、機能群の組み合わせにより管理者が想定するアプリを作成するノーコード・ローコードのビルダー機能を有すること。
- ④ API の仕様が公開されていること。API を使用して様々な業者がアプリや管理ツールを開発可能であること。
- ⑤ ICT 利用環境の変化に応じて、新たな OS やブラウザに追加費用なく対応できること。
- ⑥ 本システムの基本要件及び機能要件は「様式 6-1：統合型 GIS 構築要件一覧」にて提示する。

2. システム環境構築・初期設定

「乙」は、システム構築・データセットアップに先立ち、十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために必要な動作環境の設定・調整を行うものとする。

3. 搭載データの整備

統合型 GIS の構築にともない、搭載データの整備は以下のとおりとする。

- ① 統合型 GIS に搭載されるデータは「別紙 1：搭載データ一覧」のとおりとする。
- ② 「甲」は搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて「乙」に貸与するものとする。貸与するデータは変換を行ってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。
- ③ Shape 形式以外の情報については、「乙」によりシステムに登載可能なようデータ化をするものとする。

4. 運用・保守

- ① 統合型 GIS 稼働における利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- ② 職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。対応時間及び連絡方法については以下のとおりとする。

- ・電話での問合せ：平日の午前9時から午後5時30分まで
- ・メールでの問合せ：常時

- ③ 運用・保守体制として、問合せ対応の時間帯以外においても対応できる障害等緊急時の連絡窓口を設置し、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。
- ④ 障害発生との連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、「甲」へ報告すること。
- ⑤ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
- ⑥ 導入したシステムにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、運用担当者と協力し、対応及び原因究明を行うこと
- ⑦ 「乙」は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
- ⑧ システム運用に必要なシステム運用マニュアル及び操作マニュアルを作成すること。
- ⑨ システム運用開始前に職員に対する操作研修を十分に行うこと。
- ⑩ 適宜バージョンアップに対応すること。またその際に必要となる作業は保守作業の範囲内で行うこととし、別途費用が発生しないこと。
- ⑪ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。

5. 動作テスト

- ① サービスを提供する場合における標準機能については、改めて当該機能のテストを行うことは不要とする。ただし、専用カスタマイズのある箇所や当初セットアップの内容によって機能の動作が変化する箇所については、テストを行うこと。
- ② テストにおいて、導入スケジュールに大きな影響を及ぼす可能性のある問題を把握した場合は、速やかに「甲」に報告すること。
- ③ 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。

第19条（公開型 GIS 構築）

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図公開機能は、市民等の利用者が操作しやすいユーザーインターフェースであること。PCに加え、スマートフォン又はタブレット端末での閲覧が可能で、特定のアプリケーションをダウンロードすることなく、ブラウザのみで利用可能なこと。
- ② 地図情報の公開は、レイヤー等の所管部署が承認したもののみが公開される仕組みを有すること。公開情報の更新は職員だけで容易に完結できること。
- ③ 運用期間中にブラウザ等のバージョンアップが行われた場合、追加費用なく、速やかにシステム対応等を自動で行うこと。
- ④ 利用者が地図情報等の情報を付加した二次的著作物を、紙媒体及び電子ファイルとして不特定多数へ配布可能な許諾を含むこと。
- ⑤ 本システムの基本要件及び機能要件は「様式 6-2：公開型 GIS 構築要件一覧」にて提示する。
- ⑥ 公開型 GIS へのアクセス数集計機能を有すること。

- ⑦ 利用者満足度アンケート機能を有すること。
- 2. システム環境構築・初期設定
 - 「乙」は、システム構築・データセットアップに先立ち、十分なシステム検証を実施した上で、本システムを稼働させるために必要な動作環境の設定・調整を行うものとする。
- 3. 搭載データの整備
 - 公開型 GIS の構築にともない、搭載データの整備は以下のとおりとする。
 - ① 公開型 GIS に搭載されるデータは「別紙 1：搭載データ一覧」のとおりとする。
 - ② 「甲」は搭載データを Shape 形式等汎用的なデータ形式にて「乙」に貸与するものとする。貸与するデータは変換を行ってもよいが、データの破損および改変等が起こらないよう細心の注意のもとに作業を行うこと。
 - ③ Shape 形式以外の情報については、「乙」によりシステムに登載可能なようデータ化するものとする。
- 4. 運用・保守
 - ① 公開型 GIS 稼働における利用中の運用・保守において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
 - ② 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。
 - ③ 障害発生時の連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、「甲」へ報告すること。
 - ④ 重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
 - ⑤ 導入したサービスにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、運用担当者と協力し、対応及び原因究明を行うこと。
 - ⑥ 「乙」は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
 - ⑦ サービス利用者には操作方法を記載したオンラインマニュアルページを用意すること。
 - ⑧ 適宜バージョンアップに対応すること。またその際に必要となる作業は保守作業の範囲内で行うこととし、別途費用が発生しないこと。
 - ⑨ 問合せ対応で把握したニーズは、その対応について検討するとともに、対応を行った場合は定期バージョンアップ時等での反映を検討すること。
- 5. 動作テスト
 - ① 本サービスを開始するにあたって、テストサイトを構築し、非公開による内部検証を行い、不具合が生じた場合には、サービス開始までに改善を行うこと。
 - ② テストサイトは、関係者以外のアクセスを防止するため、ID 及びパスワードによる認証機能を設定し、指定 IP アドレス以外のアクセス規制を行うこと。
 - ③ 各テスト終了時に、実施内容及び品質評価結果をテスト報告書として作成し報告すること。

第 20 条（水道施設管理システム移行）

水道課にて現在運用している「TryMapping 水道施設管理システム」の、統合型 GIS へのシステム再構築、及び既存データの移行を行い、これまでの管理業務と同様に運用できる環境を構築する。

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図上で任意の位置への移動、及び拡大・縮小ができる。
- ② 現システムで運用されている上水道施設情報にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ③ 現システムで運用されている上水道施設情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。
- ④ 写真やエクセルファイルといった関連情報も参照できる。
- ⑤ 現システムで運用されている上水道施設情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから検索を行い、目的の図形が抽出でき、検索結果を一覧表示、エクセル等に一覧出力、対象の図形の地図表示ができる。
- ⑥ システム上で新規に点、線、面、文字データを作成し、属性情報の登録ができる。また、作成されている図形に対しては編集ができる。
- ⑦ 上水道施設管理機能として、現在運用している「TryMapping 水道施設管理システム」にある全ての専用機能を引き継ぎ、これまでの操作性と大きく変わらず利用できる。

2. 既存システムデータ移行作業

- ① 背景地図データは統合型 GIS に登録された情報を参照できること。
- ② 本システムを利用するうえで必要となる基礎データとして、現システムのデータ内容及び構成をもとに、統合型 GIS で運用できるデータとして再構築し、システムに登録を行うものとする。レイヤ名、属性情報の項目等は、現システムを基準とし、疑義が生じた場合には協議の上、決定する。

3. 納入、打合せ

- ① 打合せについては、水道課と初回打合せ、中間打合せ、最終打合せを必要に応じ適宜実施するものとする。
- ② 納入については、水道課内にある指定パソコンに、システム及びデータのインストールを行い、セットアップを行う。セットアップ後はシステムが正常に動作することを確認する。

第 2 1 条（下水道施設管理システム移行）

下水道課にて現在運用している「TryMapping 下水道施設管理システム」の、統合型 GIS へのシステム再構築、及び既存データの移行を行い、これまでの管理業務と同様に運用できる環境を構築する。

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図上で任意の位置への移動、及び拡大・縮小ができる。
- ② 現システムで運用されている下水道施設情報にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ③ 現システムで運用されている下水道施設情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。
- ④ 写真やエクセルファイルといった関連情報も参照できる。
- ⑤ 現システムで運用されている下水道施設情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから検索を行い、目的の図形が抽出でき、検索結果を一覧表示、

エクセル等に一覧出力、対象の図形の地図表示ができる。

- ⑥ システム上で新規に点、線、面、文字データを作成し、属性情報の登録ができる。また、作成されている図形に対しては編集ができる。
- ⑦ 下水道施設管理機能として、現在運用している「TryMapping 下水道施設管理システム」にある全ての専用機能を引き継ぎ、これまでの操作性と大きく変わらず利用ができる。

2. 既存システムデータ移行作業

- ① 背景地図データは統合型 GIS に登録された情報を参照できること。
- ② 本システムを利用するうえで必要となる基礎データとして、現システムのデータ内容及び構成をもとに、統合型 GIS で運用できるデータとして再構築し、システムに登録を行うものとする。レイヤ名、属性情報の項目等は、現システムを基準とし、疑義が生じた場合には協議の上、決定する。

3. 納入、打合せ

- ① 打合せについては、下水道課と初回打合せ、中間打合せ、最終打合せを必要に応じ適宜実施するものとする。
- ② 納入については、下水道課内にある指定パソコンに、システム及びデータのインストールを行い、セットアップを行う。セットアップ後はシステムが正常に動作することを確認する。

第 2 2 条（森林経営管理システム移行）

林業振興課にて現在運用している「TryMapping 森林経営管理マップシステム」の、統合型 GIS へのシステム再構築、及び既存データの移行を行い、これまでの管理業務と同様に運用できる環境を構築する。

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図上で任意の位置への移動、及び拡大・縮小ができる。
- ② 現システムで運用されている森林経営管理にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ③ 現システムで運用されている森林経営管理にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。
- ④ 写真やエクセルファイルといった関連情報も参照できる。
- ⑤ 現システムで運用されている森林経営管理にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから検索を行い、目的の図形が抽出でき、検索結果を一覧表示、エクセル等に一覧出力、対象の図形の地図表示ができる。
- ⑥ システム上で新規に点、線、面、文字データを作成し、属性情報の登録ができる。また、作成されている図形に対しては編集ができる。
- ⑦ 森林経営管理機能として、現在運用している「TryMapping 森林経営管理マップシステム」にある全ての専用機能を引き継ぎ、これまでの操作性と大きく変わらず利用ができる。

2. 既存システムデータ移行作業

- ① 背景地図データは統合型 GIS に登録された情報を参照できること。
- ② 本システムを利用するうえで必要となる基礎データとして、現システムのデータ内容及び構成をもとに、統合型 GIS で運用できるデータとして再構築し、システムに登録

を行うものとする。レイヤ名、属性情報の項目等は、現システムを基準とし、疑義が生じた場合には協議の上、決定する。

3. 納入、打合せ

- ① 打合せについては、林業振興課と初回打合せ、中間打合せ、最終打合せを必要に応じ適宜実施するものとする。
- ② 納入については、林業振興課内にある指定パソコンに、システム及びデータのインストールを行い、セットアップを行う。セットアップ後はシステムが正常に動作することを確認する。

第23条（総合防災災害支援システム構築）

防災安全課にて、現在運用している「中津川市ハザードマップ Web 公開システム」の特徴であるハザードマップ公開機能と避難所開設情報機能を再構築し、新たな機能として災害情報集約機能を付加した「総合防災災害支援システム」を、統合型 GIS の環境を活用して構築を行う。

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図上で任意の位置への移動、及び拡大・縮小ができる。
- ② 土砂災害・洪水・ため池ハザードマップ関連情報にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ③ 土砂災害・洪水・ため池ハザードマップ関連情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。
- ④ 災害対応関連情報にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ⑤ 災害対応関連情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。
- ⑥ 災害対応に係わる写真やエクセルファイルといった関連情報も登録、参照できる。
- ⑦ 災害対応関連情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから検索を行い、目的の図形が抽出でき、検索結果を一覧表示、エクセル等に一覧出力、対象の図形の地図表示ができる。
- ⑧ システム上で新規に点、線、面、文字データを作成し、属性情報の登録ができる。また、作成されている図形に対しては編集ができる。
- ⑨ 「ハザードマップ公開機能」として、誰もが「甲」ホームページより公開システムへアクセスし、土砂災害・洪水・ため池ハザードマップの情報が GIS 上で閲覧することができる。

この機能では以下の特徴を有する。

- ・背景地図の切り替えが可能
 - ・情報の表示、非表示の切り替えが可能
 - ・住所、施設名等による検索、地図移動が可能
 - ・スマートフォン等の GPS から、システム上で自己位置の表示が可能
 - ・マップは高さ情報を持った 3D 地図表示が可能
- ⑩ 「避難所開設情報機能」として、避難所開設時に本部と各避難所の情報連絡ツールとして、情報共有アプリを構築し、効率的な運営管理を支援する。
- この機能では以下の特徴を有する。

- ・共有アプリは、本部・避難所双方からリアルタイムで開設状況の登録や確認が可能
 - ・避難所からは共有アプリを通して、定期報告や要望が可能
 - ・報告、要望は、時系列的に把握できる
 - ・本部では避難所報告ダッシュボード画面にて、集約された情報が可視化され閲覧することが可能
 - ・上位機関や報道へ報告する情報をシステムで集計し CSV エクスポートが可能
- ⑪ 「災害情報集約機能」として、災害時における現地初動調査と情報集約ができる災害調査アプリを構築し、効率的な災害対応を支援する。

この機能では以下の特徴を有する。

- ・災害調査アプリは、外部端末を使用してアクセスし、現地から災害状況の登録や確認が可能
 - ・情報入力は、災害時期、災害種別ごとに区分され、必要な情報をプルダウン選択や簡単な操作で入力が可能
 - ・現地で取得した写真の登録が可能
 - ・アクセス権限を設定でき、他部署や外部の調査員も利用が可能
 - ・報告、指示、調査状況は、時系列的に把握が可能
 - ・本部では災害情報ダッシュボード画面にて、集約された情報が可視化され閲覧することが可能
 - ・過去の災害対応情報はアーカイブ記録として保存が可能
 - ・上位機関や報道へ報告する情報をシステムで集計し CSV エクスポートが可能
- ⑫ 職員、及び利用を想定される機関、団体が一人でも操作できるよう操作マニュアルを作成する。

2. 運用基礎データの整備

- ① 背景地図データは統合型 GIS に登録された情報を参照できること。
- ② 本システムを利用するうえで必要となる基礎データとして、現システムのデータ内容及び構成をもとに、統合型 GIS で運用できるデータとして再構築し、システムに登録を行うものとする。レイヤ名、属性情報の項目等は、現システムを基準とし、疑義が生じた場合には協議の上、決定する。

3. 納入、打合せ

- ① 打合せについては、防災安全課と初回打合せ、中間打合せ、最終打合せを必要に応じ適宜実施するものとする。
- ② 納入については、防災安全課内にある指定パソコンに、システム及びデータのインストールを行い、セットアップを行う。セットアップ後はシステムが正常に動作することを確認する。

第24条（空き家対策支援システム構築）

防災安全課生活安全係にて、管理対象とすべき空き家に関するデータを蓄積し、効果的かつ効率的な空き家管理対策を実施するために、統合型 GIS を活用した「空き家対策支援システム」の構築を行う。

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図上で任意の位置への移動、及び拡大・縮小ができる。

- ② 空き家関連情報にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ③ 空き家関連情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。
- ④ 写真やエクセルファイルといった関連情報も参照できる。
- ⑤ 空き家関連情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから検索を行い、目的の図形が抽出でき、検索結果を一覧表示、エクセル等に一覧出力、対象の図形の地図表示ができる。
- ⑥ システム上で新規に点、線、面、文字データを作成し、属性情報の登録ができる。また、作成されている図形に対しては編集ができる。
- ⑦ 空き家調査支援機能として、手持ちのスマホやタブレット、パソコンで空き家調査アプリを起動し、日時、位置情報、必要な調査項目、写真等の属性情報を、現場からプルダウン選択、もしくは入力してアップロードができる。
- ⑧ 専用帳票出力機能として、調査入力された情報を、空き家情報記録簿等の専用様式にて出力ができる。
- ⑨ 空き家管理ダッシュボード機能として、空家リスト、写真、件数、分類別グラフ（特定空家への対応・建物種別・状況等）などを表示できる。
- ⑩ 職員、及び利用を想定される機関、団体が一人でも操作できるよう操作マニュアルを作成する。

2. 運用基礎データの整備

- ① 背景地図データは統合型 GIS に登録された情報を参照できること。
- ② 本システムを利用するうえで必要となる基礎データとして、これまでの空き家管理に関する資料をもとに、レイヤ分類された GIS データとして作成し、システムに登録を行うものとする。レイヤ名、属性情報の項目等は、協議にて決定する。

3. 納入、打合せ

- ① 打合せについては、防災安全課生活安全係と初回打合せ、中間打合せ、最終打合せを必要に応じ適宜実施するものとする。
- ② 納入については、防災安全課生活安全係内にある職員パソコンに、システム及びデータのインストールを行い、セットアップを行う。セットアップ後はシステムが正常に動作することを確認する。

第25条（有害鳥獣対策支援システム構築）

農業振興課にて、野生鳥獣の生息状況や被害箇所、防護柵設置情報に関するデータを蓄積し、効果的かつ効率的な被害防止対策を実施するために、統合型 GIS を活用した「有害鳥獣対策支援システム」の構築を行う。

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図上で任意の位置への移動、及び拡大・縮小ができる。
- ② 有害鳥獣にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ③ 有害鳥獣にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。
- ④ 写真やエクセルファイルといった関連情報も参照できる。

- ⑤ 有害鳥獣にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから検索を行い、目的の図形が抽出でき、検索結果を一覧表示、エクセル等に一覧出力、対象の図形の地図表示ができる。
- ⑥ システム上で新規に点、線、面、文字データを作成し、属性情報の登録ができる。また、作成されている図形に対しては編集ができる。
- ⑦ 鳥獣害目撃情報入力機能として、手持ちのスマホやタブレット、パソコンで日時、地図、動物の種類、被害種別、写真等の属性情報を、現場から入力しアップロードができる。
- ⑧ 鳥獣被害状況公開機能として、地域住民への情報提供として、被害ヒートマップ情報やわな設置情報、防護柵設置情報などを、情報制御しながらインターネットを通じて、市民へ公開を行うことができる。
- ⑨ 職員、及び利用を想定される機関、団体が一人でも操作できるよう操作マニュアルを作成する。

2. 運用基礎データの整備

- ① 背景地図データは統合型 GIS に登録された情報を参照できること。
- ② 本システムを利用するうえで必要となる基礎データとして、これまでの有害鳥獣目撃情報に関する資料、わな等対策に関する資料をもとに、レイヤ分類された GIS データとして作成し、システムに登録を行うものとする。レイヤ名、属性情報の項目等は、協議にて決定する。
- ③ 本システムを利用するうえで必要となる基礎データとして、農業振興地域対象地番のポリゴンデータの登録を行う。現在、公図検索システムにて運用されている農振ポリゴンデータを流用し、本システムへ変換を行う。本データは専用レイヤで管理され、異動状況の更新は職員で行なえることとする。

3. 納入、打合せ

- ① 打合せについては、農業振興課と初回打合せ、中間打合せ、最終打合せを必要に応じ適宜実施するものとする。
- ② 納入については、農業振興課内にある職員パソコンに、システム及びデータのインストールを行い、セットアップを行う。セットアップ後はシステムが正常に動作することを確認する。

第26条（中津川市建築管理室業務支援システム構築）

建築管理室にて現在運用している「TryMapping 住宅耐震化率管理システム」の統合型 GIS への移行、県域統合 GIS 上の建築基準法上の道路データの移行、及び有事の際に被災建築物応急危険度判定を実施するため必要な基礎データの整備、調査用アプリを開発し、業務の効率化を図る為、統合型 GIS を活用した「建築管理室業務支援システム」の構築を行う。

1. 基本要件及び機能要件

- ① 地図上で任意の位置への移動、及び拡大・縮小ができる。
- ② 住宅耐震化率管理、建築基準法上の道路情報、及び応急危険度判定調査情報にかかわる各種データがレイヤ分けされて、情報の表示、非表示の切り替えが行える。
- ③ 住宅耐震化率管理、及び応急危険度判定調査情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから任意の図形を選択することで、図形に登録されている情報を参照できる。

- ④ 写真やエクセルファイルといった関連情報も参照できる。
 - ⑤ 住宅耐震化率管理、及び応急危険度判定調査情報にかかわる各種図形データ、及び別途作成された図形データから検索を行い、目的の図形が抽出でき、検索結果を一覧表示、エクセル等に一覧出力、対象の図形の地図表示ができる。
 - ⑥ システム上で新規に点、線、面、文字データを作成し、属性情報の登録ができる。また、作成されている図形に対しては編集ができる。
 - ⑦ 住宅耐震化率管理機能として、現在運用している「TryMapping 住宅耐震化率管理システム」にあるすべての専用機能を引き継ぎ、これまでの操作性と大きく変わらず利用ができる。
 - ⑧ 応急危険度判定調査支援機能として、手持ちのスマホやタブレット、パソコンで応急危険度判定調査アプリを起動し、日時、位置情報、必要な調査項目、写真等の調査要綱に沿った属性情報を、現場からプルダウン選択、もしくは入力してアップロードができる。
 - ⑨ 専用帳票出力機能として、調査入力された情報を、専用様式にて出力ができる。
 - ⑩ 判定結果確認ダッシュボード機能として、判定結果、写真、件数、分類別グラフ（調査状況・判定種別・対応状況等）などを集約して表示できる。
 - ⑪ 職員、及び利用を想定される機関、団体が一人でも操作できるよう操作マニュアルを作成する。
2. 運用基礎データの整備
- ① 背景地図データは統合型 GIS に登録された情報を参照できること。
 - ② これまで運用してきた「TryMapping 住宅耐震化率管理システム」にある住宅耐震化管理に係るすべての情報及び、県域統合 GIS 上にある建築基準法上の道路情報を、統合型 GIS で運用可能な形式で整備し、登録を行う。
 - ③ 本システムを利用するうえで必要となる危険度判定調査用基礎データとして、有事の際に、一人の調査員が一日で調査できる 15 棟から 20 棟ほどに分けた調査担当別区割りポリゴンデータを作成し、システムに登録を行うものとする。レイヤ名、属性情報の項目等は、協議にて決定する。
3. 納入、打合せ
- ① 打合せについては、建築管理室と初回打合せ、中間打合せ、最終打合せを必要に応じ適宜実施するものとする。
 - ② 納入については、都建築管理室内にある職員パソコンに、システム及びデータのインストールを行い、セットアップを行う。セットアップ後はシステムが正常に動作することを確認する。

第 27 条（中津川市数値地形図更新）

1. 本条項におけるデータ整備の範囲は以下の定義に従うものとする。

- ① 地域的範囲については中津川市地内（269.0k m²）とする。
- ② 時間的範囲については業務履行期間内とする。
- ③ 空間参照系については以下のものとする。

準拠する測地系 ：世界測地系（測地成果 2011）
 水平位置の座標系 ：平面直角座標第Ⅶ系
 標高の基準 ：日本水準原点を基準とする高さ

単位	:メートル（有効桁数小数以下第3位）
時間の基準	:日本標準時
図郭設定	:現行の図郭設定とする（167図郭）

2. 予察

本工程は、現地調査の着手前に空中写真、参考資料等を用いて、調査事項、調査範囲、作業量等を把握する作業をいう。

- ① 予察図の作成は、既存数値地形図作成範囲全域について、「甲」が定める 1/2, 500 図郭単位別に同縮尺相当のデジタルオルソ画像データの出力を行い作成する。
- ② 予察に使用する参考資料は、既存数値地形図、最新の市販住宅地図、撮影後の経年変化等に関わる各種資料を収集する。また利用に際しては、入手した資料の信頼性について十分検討し、資料を過信してはならない。
- ③ 現地調査のポイントとなる調査項目等については、既存数値地形図及び、現地調査写真上に抽出する。また、経年変化箇所及び地形図内の注記、基準点位置を調査項目として明らかにするものとする。

3. 現地調査

本工程は、修正数値地形図を作成するために予察図に抽出された、各種表現事項、名称等について現地において調査確認し、その結果を空中写真及び参考資料に記入して、修正数値図化及び修正数値編集に必要な資料を作成することをいう。

- ① 現地調査写真は、令和5年度作成デジタルオルソ画像データを縮尺 1/2, 500 で出力し、作成する。
- ② 予察結果の調査項目及び、すべての注記確認を行う。また、基準点の位置確認については必要に応じて実施するものとする。
- ③ 予察結果の調査範囲全域において、地図情報レベル 2, 500 の表現上必要な事項、また、抽出したポイントについて現地調査を行い、中津川市公共作業規程の図式を標準として、道路幅員及び地形、地物等の調査項目を写真上に記入する。
- ④ 判読困難な凹地、がけ、岩、建物の影等表現上誤り易い地形については、数値図化の参考となるように詳細に調査する。
- ⑤ 空中写真撮影後の経年変化については、入手した資料の精度及び信頼性について十分に検討し監督員の指示を受けるものとする。

4. 修正数値図化（地図情報レベル 2, 500）

本工程は、現地調査結果に基づき、数値図化機を用いて修正地図情報を取得し、修正データを取得する作業をいう。なお修正データの取得にあたっては、必要に応じて対象箇所周辺部についても行き、周辺地物との整合を図るものとする。

- ① 使用する数値図化機は、所要の精度を確認するため作業着手前に点検調整を行うものとする。
- ② モデルごとの標定は、基準点、空中三角測量成果である外部標定要素、または、パスポイント、タイポイント等の成果を用いることを標準とする。
- ③ 標定時のステレオモデルの残存縦視差は、数値画像使用時では画素寸法単位で 1 画素以内とし、地上座標系との水平位置及び標高の誤差の許容範囲は、水平位置 0.75m、標高の誤差 0.5m とする。
- ④ 自動標高抽出技術を用いた数値地形モデル法及び標高値による等高線データの取得

は行ってはならない。

- ⑤ 数値図化は、現地調査資料に記入された道路幅員、地形形状を判読資料として、忠実にデータ取得を行う。
 - ⑥ 取得情報のうち、等高線、基準点については、高さ情報の取得を行うものとする。(等高線及び標高数値データに関しては、属性数値に高さを格納する。)
5. 修正数値編集 (地図情報レベル 2,500)
- 本工程は、図形編集装置を用いて新たに取得した修正データと旧データとの整合性を図のための数値編集等を行い、修正済数値地形図データを作成する作業をいう。
- ① 編集データは、地形、注記、単点表示、コンター標高点位置について中津川市公共測量作業規程に従い分類コード別に作成する。
 - ② 接合は、作業単位ごとに行い同一地物の座標を一致させるものとする。
 - ③ 削除した家屋データには、削除年月の格納を行うものとする。
6. 数値地形図データファイルの更新
- 本工程は、製品仕様書に従って編集済数値地形図データから数値地形図データファイルの更新を行い、電磁的記録媒体へ記録する作業をいう。
7. 品質評価
- 本工程は、数値地形図データファイル成果について、製品仕様書が規定するデータ品質を満足しているか評価する作業をいう。
8. 成果品の整理
- 本工程は、数値地形図データファイル及び付属データについて点検・検査を行い、中津川市公共測量作業規程に従い成果等の整理を行う。
- ① 数値地形図データファイルのメタデータは製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について作成する。
 - ② 中津川市数値地形図データとして、統合型 GIS に登録を行う。
 - ③ 都市計画基本図背景データとして、公開型 GIS に登録を行う。
9. 電子ファイリング
- 本工程は、修正した数値地形図等を PDF 形式で電子ファイリング化を行うことをいう。
- また、ファイリングした地形図等は一覧表示及び図面番号等で検索ができるファイリングシステムとして、各課及び総合事務所等で活用できる形態として作成するものとする。
- ① 印刷ファイルは、1/2,500、1/10,000、1/25,000 について印刷、販売を目的とした整飾等を含む原図形式として図面単位で作成する。また、詳細については監督員と協議を行い決定する。
 - ② 窓口業務に於いて図面の位置が容易に確認できる一覧図の作成を行う。また、一覧図の縮尺及び形態は監督員と協議し決定する。
10. 隣接市町村との接合
- 本工程は、作成した地図情報レベル 2,500 整備地区が隣接市町村と接する地形、地物について、同縮尺の地形図等が存在する隣接市町村と接合等の調整を行うものとする。
- ① 接市町村との折衝及び地形図データ等の借用、利用についての諸手続は、監督員と打ち合わせを行い指示に従うものとする。
 - ② 不接合箇所については、監督員と協議を行い指示に従うものとする。
11. 岐阜県共有空間データ整備
- 本工程は、修正した数値地形図データを基に、必要な仕様にデータ加工・編集等を行

い、岐阜県共有空間データファイルを作成するものとする。

- ① データ加工・編集等については、公益財団法人岐阜県建設研究センター発行「岐阜県共有空間データ更新要領 Ver1.7」に従って行う。
- ② 整備した岐阜県共有空間データファイルについては、第三者機関による成果の検定を受けるものとする。

1 2. 付帯作業

① 1/2,500 用途地域図更新

- (ア) 作成された地図情報レベル 2,500 データファイルを基に、用途地域図のベースマップ及び、用途地域界データの更新を行う。また、取得データフォーマットは、必要に応じて監督員と協議を行い決定する。
- (イ) 更新した用途地域図は、インクジェットプロッター等でカラー出力を行い、製本する。
- (ウ) 作成した図形データは、用途地域図データファイルとして、「中津川市公開型及び統合型 GIS システム」に登録を行う。
- (エ) 用途地域図は、標準 PC から閲覧、印刷が可能な PDF データに書き換え、電子ファイリングを行うものとする。

② 1/2,500 都市計画街路図更新

- (ア) 作成された地図情報レベル 2,500 データファイルを基に、都市計画街路図のベースマップ及び、街路図データの更新を行う。また、取得データフォーマットは、必要に応じて監督員と協議を行い決定する。
- (イ) 更新した都市計画街路図は、インクジェットプロッター等でカラー出力を行い、製本する。
- (ウ) 作成した図形データは、都市計画街路図データファイルとして、「中津川市公開型及び統合型 GIS システム」に登録を行う。
- (エ) 都市計画街路図は、標準 PC から閲覧、印刷が可能な PDF データに書き換え電子ファイリングを行うものとする。

③ 1/10,000 図データ更新

中津川市が所有する中津川市広域図 1/10,000 において変更箇所を修正し更新することをいう。

- (ア) 地図情報レベル 2,500 データを利用して 1/10,000 デジタル地形図に必要な項目について、基本測量における 1/10,000 地形図図式等を考慮しデータ編集及び編纂作業を行う。
- (イ) 作成範囲は、地図情報レベル 2,500 作成区域の他、その他山間地については、岐阜県共有空間データを用いたハイブリット地形図データとして作成を行う。
- (ウ) 作成した 1/10,000 デジタル地形図は、PDF データとしてファイリングを行うものとする。

④ 1/25,000 図データ更新

中津川市が所有する中津川市全域図 1/25,000 において変更箇所を修正し更新することをいう。

- (ア) 中津川市全域図 1/25,000 データの作成を以下の区域別に作成する。

中津川地区（中津川、阿木、落合、坂本、苗木）

福岡地区（福岡、蛭川、付知、加子母）

坂下地区（坂下、山口、川上）

（イ）作成した 1/25,000 デジタル地形図は、PDF データとしてファイリングを行うものとする。

1 3. 成果検定等

作成した数値地形図（地図情報レベル 2,500）及び岐阜県共有空間データについて、第三者機関による成果の検定を受けるものとする。品質検定の検定範囲（数量）は、下記のとおりとする。

① 数値地形図	:	地図情報レベル 2500 修正 B ランク	6.0 km ²
② 共有空間データ	:	都市計画関係 1/2,500 縮尺	130 km ²
		森林関係 1/5,000 縮尺	139 km ²

第 3 章 成 果 品

第 28 条（納入成果品）

本業務の納入成果品は、下記の通りとする。

- | | |
|-------------------------------|-----------|
| 1. 業務報告書 | 1 式 |
| 2. 統合型 GIS 用サーバ機器（自庁設置型の場合） | 1 式 |
| 3. 統合型 GIS 管理者権限 | 100 ライセンス |
| 4. 統合型 GIS 運用データ | 1 式 |
| 5. 公開型 GIS 管理者権限 | 50 ライセンス |
| 6. 公開型 GIS 及び運用データ | 1 式 |
| 7. 水道施設管理システム及び運用データ | 1 式 |
| 8. 下水道施設管理システム及び運用データ | 1 式 |
| 9. 森林経営管理システム及び運用データ | 1 式 |
| 10. 総合防災災害支援システム及び運用データ | 1 式 |
| 11. 空き家対策支援システム及び運用データ | 1 式 |
| 12. 有害鳥獣対策支援システム及び運用データ | 1 式 |
| 13. 中津川市建築管理室業務支援システム及び運用データ | 1 式 |
| 14. 各システム操作マニュアル | 1 式 |
| 15. 中津川市数値地形図 | |
| ① 数値地形図データファイル 1/2,500 DM 形式 | 1 式 |
| ② 数値地形図データファイル 1/2,500 PDF 形式 | 1 式 |
| ③ 品質評価表及び精度管理表 | 1 式 |
| ④ メタデータ | 1 式 |
| ⑤ 用途地域図更新データファイル PDF 形式 | 1 式 |
| ⑥ 都市計画街路図更新データファイル PDF 形式 | 1 式 |
| ⑦ 中津川市広域図 1/10,000 PDF 形式 | 1 式 |
| ⑧ 中津川市全域図 1/25,000 PDF 形式 | 1 式 |
| ⑨ 岐阜県共有空間データファイル Shape 形式 | 1 式 |
| 16. 「甲」が必要と認める成果 | 1 式 |

別紙1：搭載データ一覧

No.	項目	搭載データ名称	管理部署	統合型GIS	公開型GIS	数量or容量
1	背景地図	航空写真	税務課	○	○	約75GB
2		都市計画基本図DM1/2500	都市住宅課	○	○	約15GB
3		都市計画基本図DM1/10000	都市住宅課	○	○	約750GB
4		地理院地図	国土地理院	○	○	
5		森林計画図	岐阜県林政課	○	○	約1GB
6	税務関連	地番現況図データ	税務課	○		市内全域
7	都市計画関連	都市計画用途地域データ	都市住宅課	○	○	約2MB
8		都市計画街路データ	都市住宅課	○	○	約2MB
9		都市計画基礎調査データ	都市住宅課	○		約2MB
10		応急危険度判定調査基礎データ	建築管理室	○		新規作成予定
11		住宅耐震化データ	建築管理室	○		
12		建築指導協議データ	建築管理室	○		
13	水道関連	水道台帳図データ	水道課	○	○	約60GB 網図全長約1,200キロ
14	下水道関連	下水道台帳図データ	下水道課	○	○	約3GB 網図全長約500キロ
15	防災関連	土砂災害ハザードマップデータ	防災安全課	○	○	約300MB
16		洪水ハザードマップデータ	防災安全課	○	○	
17		ため池ハザードマップデータ	防災安全課	○	○	
18		災害調査基礎データ	防災安全課	○		新規作成予定
19		空き家管理基礎データ	防災安全課	○		新規作成予定
20	農林関連	森林経営管理データ	林業振興課	○		約3GB
21		林地台帳図データ	林業振興課	○		
22		森林簿データ	岐阜県林政課	○		約1GB
23		有害鳥獣対策基礎データ	農業振興課	○		新規作成
24	建設関連	道路台帳網図データ	管理課	○	○	約1GB、1,195路線 全長705,749キロ
25		地籍図データ	管理課	○		約90,000筆 約190km ²
26		通学路網図データ	建設課	○		約1MB
27	県域統合型GIS	カーブミラーマップ	防災安全課	○		
28		中津川市AEDマップ	防災安全課	○	○	245箇所
29		建築基準法道路網図データ	建築管理室	○		